

京都市農業集落排水事業基金条例（平成17年3月25日京都市条例第48号）（産業観光局農林部農業振興整備課）

京北町の区域の編入に伴い、京北町農業集落排水事業特別会計減債基金を引き継ぎ、農業集落排水処理施設の整備及び管理に関する事業の実施並びに当該事業に係る公債の償還に必要な資金を積み立てるため、京都市農業集落排水事業基金を設置することとしました。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市農業集落排水事業基金条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 桜本 賴兼

京都市条例第48号

京都市農業集落排水事業基金条例

(設置の目的)

第1条 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第2条第2号に規定する農業集落排水処理施設の整備及び管理に関する事業の実施並びに当該事業に係る公債の償還(以下「事業の実施等」という。)に必要な資金を積み立てるため、京都市農業集落排水事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算をもって定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施等に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（産業観光局農林部農業振興整備課）